

(記載第6-8号)

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

平成27年4月27日

北 塩 原 村

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

[illegible]